

## プログラム変更概要

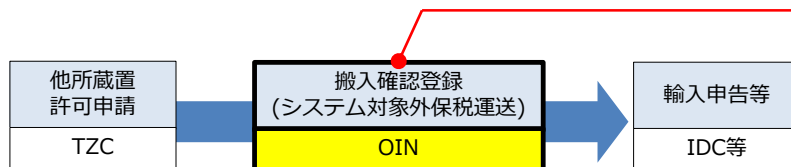
通関業者様による他所蔵置場所での「搬入確認登録(システム対象外保税運送)(OIN)」業務を可能といたします。

仕様変更前



航空会社様がNACCSで貨物を扱わない空港では、貨物搬入登録をすることができないため、他所蔵置場所に貨物を搬入することができず、後続業務を行うことができません。

仕様変更後



通関業者様がOIN業務を実施することを可能とし、他所蔵置場所（蔵置場所：官署+ZZ1）への搬入を可能といたします。その結果、後続業務（輸入申告等）が可能となります。